鴻巣市結婚新生活支援補助金

申請の手引き（令和８年度版）

令和８年４月

鴻巣市やさしさ支援課

鴻巣市結婚新生活支援補助金について

この補助金は、婚姻に伴う経済的負担を軽減し、地域における少子化対策を図るため、新たに結婚した世帯に対し、住居費、リフォーム費用及び引越費用の一部を補助するものです。こども家庭庁の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、実施しています。

対象者

令和８年１月１日から令和９年３月３１日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯が対象です。ただし、申請時において以下の要件をすべて満たしている場合のみ、補助を受けることができます。

補助の要件

- ☑ 申請時において、夫婦の双方又は一方が市内に居住し、住民登録をしていること。
- ☑ 婚姻時において、夫婦の年齢がともに３９歳以下であること。
- ☑ 夫婦の所得の合計額が５００万円未満であること。
  - ※ 市区町村が発行する令和８年度（令和７年分）所得証明書その他の所得の状況を証明する書類で確認します。申請日が令和８年４月～６月の場合は、前年度分にあたる令和７年度（令和６年分）所得証明書その他の所得の状況を証明する書類で確認します。
  - ※ 合計額が５００万円以上の場合でも、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の合計所得額から令和７年分（令和７年１月～１２月）の奨学金返済額を控除します。年間の返済額を確認できる書類を提出してください。（申請日が令和８年４月～６月の場合は、令和６年分の返済額を確認します。）
- ☑ 下記の講座等から１つ選択し受講又は相談すること。
  - ①ライフデザイン支援講座
  - ②プレコンセプションケアに関する講座
  - ③医療機関への妊娠・出産に関する相談
  - ④共家事・共育て講座
- ☑ 市税を滞納していないこと。
- ☑ 生活保護による住宅扶助を受けていないこと。
- ☑ 夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- ☑ 新婚世帯に、鴻巣市暴力団排除条例（平成 24 年鴻巣市条例第 29 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員を含まないこと。
- ☑ 申請する対象経費について、補助を重複して受けていないこと。

対象経費

令和８年４月１日（水）から令和９年３月３１日（水）までに支出した、
住居費（新築・購入・賃借）、リフォーム費用、引越費用が対象です。

※ 婚姻日以降の費用が対象となります。ただし、婚姻前に支払った費用も対象となる場合がありますので、事前にご相談ください。

※ 原則として、申請者本人又は配偶者が契約し、支払った費用が対象となります。

住居費（新築・購入の場合）

結婚に伴い取得した住宅の工事請負費または住宅の購入費

※　婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻を機として取得した住宅であって、その取得日が婚姻日から起算して１年以内である場合に限り、婚姻前に支払った費用も対象となります。

＜対象外＞

・土地の購入費

・住宅ローン手数料及び利息など

住居費（賃借の場合）

結婚に伴い賃借した住宅の賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料

※　賃料及び共益費は、３か月分を上限とします。なお、賃料及び共益費を日割で支払った月については、日割の日数にかかわらず日割で支払った額を１か月分とみなします。ただし、日割で支払った月を１か月分として含めないことも可能です。

※　婚姻日より前に賃借した住宅にあっては、婚姻を機として賃借した住宅であって、その賃借日が婚姻日から起算して１年以内である場合に限り、婚姻前に支払った費用も対象となります。

※　賃貸費用を対象経費とする申請において、夫婦の勤務先から住宅手当が支給されている場合は、支給額を賃貸費用の対象経費から控除します。

※　住宅手当の支給がない場合も、住宅手当支給証明書の提出が必要です。申請時に離職していた場合でも、対象経費を支払った期間に就業していた場合は、提出が必要です。

＜対象外＞

・駐車場代、鍵交換代、クリーニング代、保険料、保証料など

リフォーム費用

結婚に伴う住宅のリフォームに要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、設備更新等の工事費用

※　婚姻より前にリフォームした住宅にあっては、婚姻を機としてリフォームした住宅であって、そのリフォーム日が婚姻日から起算して１年以内である場合に限り、婚姻前に支払った費用も対象となります。

＜対象外＞

・賃貸住宅に係る工事費用

・倉庫、車庫に係る工事費用

・門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用

・エアコンディショナー、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用

・鴻巣市住宅リフォーム資金補助金により交付された補助金に係る対象経費

・鴻巣市住宅用省エネルギー設備設置費補助金の規定による住宅用省エネ設備に係る工事費用など

引越費用

結婚に伴う引越費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った作業費用や運送費用

※　婚姻日より前の引越にあっては、婚姻を機とした引越であって、その引越日が婚姻日から起算して１年以内である場合に限り、婚姻前に支払った費用も対象となります。

＜対象外＞

不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越しした場合にかかった費用

補助金の額

婚姻日における夫婦の年齢によって、補助上限額が異なります。（年齢区分は、夫婦いずれかの高い方による）

２９歳以下の世帯：**６０万円**、　３０歳以上３９歳以下の世帯：**３０万円**

※　補助金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

※　申請が多数の場合、年度途中でも事業が終了となることがあります。

※　補助金の残額については、やさしさ支援課までお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。

申請方法

「鴻巣市結婚新生活支援補助金交付申請書」及び必要書類をご持参のうえ、やさしさ支援課（市役所本庁舎４階）へお越しください。申請書および以下◎印の添付書類は、ホームページから様式のダウンロードが可能となっているほか、やさしさ支援課でも配布しています。

※　申請の際は、事前の電話予約（℡048-541-1321　内線 3420）が必要です。

※　申請条件に当てはまるか、対象経費となるかなどは、お早めにやさしさ支援課へお問い合わせください。

※　申請書の提出は、申請者ご本人又は配偶者の方がお越しください。

※　郵送やＦＡＸでの提出はできません。

共通の添付書類（全員が提出）

◎ 鴻巣市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第１号）

◎ 同意書兼誓約書（様式第２号）

○ 戸籍謄本（申請日において戸籍謄本を発行することができない場合は、婚姻届受理証明書）

○ 住民票の写し　※コピーではありません。

※　世帯全員が記載されているもので、「続柄」を記載したものを提出してください。

○ 夫婦の令和８年度（令和７年分）所得証明書その他の所得の状況を証明する書類

※　令和８年１月１日時点で住民登録のあった市区町村で発行できます。

※　令和８年４月～６月の申請の場合は、前年度分にあたる令和７年度（令和６年分）の所得証明書その他の所得の状況を証明する書類を提出してください。（令和7年1月1日時点で住民登録されている市区町村で発行）

※　所得未申告の場合、申告が必要となる場合があります。

○　完納証明書　※納税証明書ではありません。

○　県又は市が指定する講座等の受講状況が分かる書類

該当者のみ提出する添付書類

【夫婦の合計所得が５００万円以上で、貸与型奨学金の返済を行っている場合】

○ 貸与型奨学金の返済金額を確認できる書類（返還証明書など）

夫婦の合計所得額から、貸与型奨学金の返済額を控除します。

※ 令和７年分（令和７年１月１日～１２月３１日）の返済額を確認します。申請日が令和８年４月～６月の場合は、前年分（令和６年１月１日～１２月３１日）の返済額を確認します。

住宅を新築・購入した場合の添付書類

○ 住宅の売買契約書又は住宅の工事請負契約書の写し

※ 契約日、契約物件名（所在地）、対象経費（建物代金）の金額、売主・買主双方の名前があるもの

○ 支払いの内訳がわかる領収書等の写し

※ 支払者の氏名、金額、支払の内容、支払日（領収日）、支払先が記載されているもの

住宅を賃借した場合の添付書類

○ 賃貸借契約書の写し

（契約日、契約物件名、対象経費の金額、内訳、借主・貸主双方の名前があるもの）

○ 支払いの内訳がわかる領収書等の写し

（支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先が記載されているもの）

※ 支払先から領収書が発行されない場合、銀行振込の伝票やクレジットカード利用明細、ネット銀行の取引履歴明細証明書等を代わりに提出することができます。原則として経費詳細（支払者の氏名、支払の内容、支払日、支払先）がわかるものをご用意ください。

◎ 住宅手当支給証明書（様式第３号）

※ 住宅手当を受けていない場合でも、給与支払者の証明が必要です。

※ 申請時に既に離職している方でも、対象経費を支払った期間に就業していた方は、提出が必要です。

○ 離職証明書等

※ 離職後の対象経費を申請する場合、離職日が記載されている書類の提出が必要です。
ただし、令和８年１月以降に離職した場合に限る。

住宅をリフォームした場合の添付書類

○ 工事請負契約書又は請書の写し

※ 契約日、工事名称、工事内容、請負者名の名前があるもの

○ 【契約書や領収書に工事内容の内訳が記載されていない場合】内訳がわかる見積書等の写し

※ 作成日、依頼者の氏名、工事項目及び仕様、金額の内訳が明記され、作成者の名前があるもの

○ 領収書の写し

※ 支払者の氏名、金額、支払の内容、支払日（領収日）、支払先が記載されているもの

引越をした場合の添付書類

○ 支払いの内訳がわかる領収書等の写し

（支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先が記載されているもの）

申請から補助金交付までの流れ

電話予約

すべての書類がそろった状態で、事前にやさしさ支援課へ電話予約をお願いいたします。

申請書類提出

申請書類一式をご持参いただき、市役所本庁舎４階やさしさ支援課へお越しください。
不足書類があった場合はお受け取りできません。
※受付時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。
※申請者ご本人または配偶者の方がお越しください。

審査

書類の審査を行います。審査には約１～２週間かかります。
審査の中で、書類不備が判明した場合、再提出や追加提出をお願いすることがあります。

決定通知書受取 請求書等提出

提出書類に問題がなければ、申請者の住所に交付決定通知書、請求書、アンケートを郵送します。
請求書に、補助金の振込先となる申請者の口座情報を記入し、アンケートと一緒に下記の問合せ先へ郵送又は持参してください。
請求書およびアンケートをメールで提出されたい方は、下記のアドレスにその旨のご連絡をください。

補助金交付

請求書を提出してから指定口座に補助金が振込されるまでの目安は、約２～３週間です。
振込完了のお知らせはありませんので、記帳やネットバンキング等でご確認いただきますようお願いいたします。

問い合わせ

〒365-8601　鴻巣市中央１－１
鴻巣市総務部やさしさ支援課（市役所本庁舎４階）
電話　048-541-1321（内線 3420）
E-mail　yasasisa@city.kounosu.saitama.jp